

令和7年2月18日

お客さま各位

佐賀東信用組合

預金払戻請求書等による当座預金払戻しの取扱開始と当座勘定規定改定のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、当座預金の払戻請求書等による払戻しの取扱いを開始いたします。

また、取扱開始にあたり、当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定日以前に当座預金をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 適用開始日

令和7年4月1日（火）

2. 改定対象の規定

当座勘定規定

3. 払戻請求書等ご利用方法

（1）払戻請求書等によるお手続きの際にご持参いただくもの

- ① 払戻請求書等（所定事項をご記入の上、届出印を押印ください。）
- ② 当座預金の口座番号が確認できるもの（当座預金入金帳、当座勘定照合表等）
- ③ 顔写真付きの公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ④ 当座お届け印（払戻請求書をお持ちでない場合）※払戻請求書等は窓口でお渡しします。

（2）ご本人（法人代表者、個人事業主）以外の方がお手続きをされる場合

正当な払戻請求者であることを、お電話にて確認させていただく場合があります。

（3）留意点

小切手同様に払戻請求書等による払戻しのお取扱いは口座開設店に限ります。

小切手の振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。

4. 改定内容

以下のとおり変更します。(下線部が改定箇所です。)

改定後	改定前
第7条（手形、小切手の支払<u>等</u>） （1）～（2）＜現行通り＞ （3）当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>① 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u> <u>② 小切手を使用する方法</u> <u>（4）前記（3）の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第12条（手数料等の引落し） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。 （2）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）～（3）＜現行通り＞	第7条（手形、小切手の支払） （1）～（2）＜省略＞ （3）当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u> ①（新設） ②（新設） （4）（新設） 第12条（手数料等の引落し） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。 （2）（同左） 第16条（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）～（3）＜省略＞

【お問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以上



佐賀東信用組合